

第 7 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 27 年 7 月 21 日 (火) 午後 2 時 00 分

場 所 三重中央農協 久居支店 2 階 会議室

出席部会委員 25伊藤^{いとう} 武則^{たけのり}・26稲葉^{いなば} 和久^{かずひさ}・27大井^{おおい} 一司^{かずし}・28鈴木^{すずき} 照正^{てるまさ}
29田口^{たぐち} 慶則^{よしのり}・30諸戸^{もろと} 善昭^{よしあき}・32田中^{たなか} 竹次^{たけつぐ}・33守山^{もりやま} 孝之^{たかゆき}
35池田^{いけだ} 昌司^{まさし}・36井谷^{いたに} 功^{いさお}・37岸野^{きしの} 隆夫^{たかお}・38中川^{なかがわ} 和雄^{かずお}
39藤田^{ふじた} 武^{たけし}・40結城^{ゆうき} 晉三^{しんぞう}・47中谷^{なかに} 秀也^{ひでや}

以上 15 名

欠席部会委員 31上川^{うえかわ} 洋文^{ひろふみ}・42片岡^{かたおか} 眞郁^{まさいく}

出席部会員外委員 34浅井^{あさい} 競^{きそお}

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 奥野事務局長・大西担当主幹・大原主査

総合支所 久居：加賀担当副主幹 一志：片山担当主幹 白山：前田担当副主幹
美杉：前山主査

議事録署名者 26稲葉^{いなば} 和久^{かずひさ}・37岸野^{きしの} 隆夫^{たかお}

事 項

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 規定による届出について (所有権移転)

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の取消について (農業委員会許可)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

(農業委員会許可・使用貸借)

議案第 7 号 非農地証明願について

議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第7回第2農地部会を開会させていただきます。</p> <p>本日、片岡委員と上川委員、お二人が欠席ですので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日議事録署名委員に、26番 稲葉委員・37番 岸野委員、ご二人よろしくお願いいたします。</p> <p>まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第4号につきまして、事務局から一括して報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1から5で、2ページになりますが、合計で件数は5件、面積は13,853㎡で、その内訳は田が11,858㎡、畑が1,995㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導をしております。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1、一般個人住宅用地及び公衆用道路の1件で、面積は畑で76㎡でございます。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1及び番号2、資材置き場用地、番号3、一般個人住宅用地、番号4、進入用道路、番号5、一般個人住宅用地。</p> <p>以上、件数は5件で、合計面積は3,882.89㎡、この内訳は田が3,066.89㎡、畑が635㎡、その他、これは台帳地目が原野となっている農地で、181㎡でございます。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。</p> <p>番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は、畑で200㎡です。</p> <p>報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいま事務局からの報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案事項に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>6ページをお願いいたします。</p>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 竹原、受人 有限会社_____代表取締役_____、面積 7,995㎡、渡人 _____、面積 6,685㎡、申請地 美杉町竹原骨ヶ野_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 238㎡外7筆、合計面積 1,844㎡です。

これにつきましては、受人は、遠方のため耕作が不便である渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

件数はこの1件で、この内訳は、田が1,604㎡、畑が240㎡でございます。

この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。はい、お願いします。

藤田委員 藤田です。14日に地元委員と事務局で現地を確認してまいりました。場所は_____を_____を挟んで向かい側の土地でございます。今ではたくさんの雑草が生えているようなところでございましたけれども、農地管理をしっかりしていただける良い方を買ってもらったというような感想をもって現地確認させていただきました。事務局の説明どおりでございます。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思っております。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 7ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 森町加村垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 517㎡です。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地及び農業用倉庫用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 久居一色町羽場 _____、
台帳地目・現況地目とも畑、面積 227㎡外1筆、合計面積 390㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大三、申請者 _____、申請地 白山町二本木下岡前 _____、
台帳地目・現況地目とも田、面積 340㎡。

これにつきましては、申請地を農家分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。

番号4、地区 大三、申請者 _____、申請地 白山町三ヶ野古垣内 _____、
台帳地目・現況地目とも田、面積 595㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル面積は274.68㎡で、転用面積の46.16%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 下多気、申請者 _____、申請地 美杉町下多気漆 _____、
台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 1,157㎡。

これにつきましては、昭和60年ごろに申請地に植林されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は2,999㎡、この内訳は、田が935㎡、畑が2,064㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち合っていたいただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、2番、お願いします。

鈴木委員 28番、鈴木です。1番、2番に関して説明させていただきます。14日に地元委員と事務局で現地確認を行ってまいりました。1番の場所は、県道 _____ 線で、 _____ 及び _____ があります。そこから、東北へ900mから1kmぐらいのところに _____ という集落の中にありまして、母屋も近くにあります。何ら問題はないかと思われまして。

2番は、 _____ の中心。 _____ という小字もあるんですけども、ちょうどその中間です。詳細については、1番も2番も事務局の説明どおりですので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。3番、4番、お願いします。

井谷委員 36番、井谷です。まず3番ですが、14日に地元委員と事務局で行ってまいりました。場所は _____ の _____ から南西、国道と県道に挟まれた集落が _____ といいます。ちょうどその真ん中の南側ということで、田が耕地整理されていて、その一番部落の近いところの一面をこういった形で利用するというのであります。

4番ですが、国道 _____ 号を上ってもらって、 _____ へ入る道があるんですが、それをもう少し行くと、カーブの手前に直角に _____ へ入る道があ

ります。それを入れていただいて、300mぐらいのところの一面です。場所的には、日当たりもいいということで、問題はないのではないかとということで委員それぞれ見てきた次第です。詳しい内容については、事務局の報告どおりです。よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。
5番、お願いします。

結城委員 40番、結城でございます。下多気5番について説明をいたします。14日に会長、部会長と地元委員、事務局で現地確認してまいりました。所有者は、これまで現況を知らず、今回、山林であると知ったため、山林として、維持管理を行いたいとのことでございます。始末書の添付もあるということですので、ご了解願いたいと、よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 8ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 稲葉町中山____、台帳地目・現況地目とも田、面積 542㎡外3筆、合計面積 1,962㎡です。

これにつきましては、平成27年2月23日に転用目的を植林で許可をした案件ですが、転用の目的を太陽光発電施設への通路としての利用に変更するため、許可の取消願いが提出されております。

なお、次の議案で農地法第5条第1項の許可申請が提出されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について

て、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、取り消すことと決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 9ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗葉、受人 株式会社_____代表取締役_____、渡人 _____、申請地 稲葉町中山_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 542㎡外3筆、合計面積 1,962㎡です。

これにつきましては、先ほどの議案第3号で許可の取り消しをさせていただいた土地ですが、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接山林約4,000㎡で行う太陽光発電施設への通路とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 八ッ山、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町八対野田中前_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 221㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場用地及び浄化槽施設用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 上多気、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町上多気須原_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 2.32㎡外1筆、合計面積 348.32㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、資材置き場用地及び進入用道路とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は2,531.32㎡、この内訳は、田が1,962㎡、畑が569.32㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

鈴木委員 28番、鈴木です。これも14日、午後から会長、部会長と事務局と現地確認を行ってまいりました。場所は、ちょうど_____と_____の間ぐらいになりまして、県道_____線で、_____のあり、その隣に以前の_____、現在は_____という会社ですが、そのちょうど南側800m付近の場所で、何ら問題はないかと思われまます。説明は事務局の説明どおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。

2番、お願いします。

池田委員 35番、池田です。14日に地元委員と事務局で現場を見てまいりました。場所的には国道_____号の_____の最終のところ、_____というところから_____向いて走りますと、2kmぐらいのところに_____がございまして、その端です。家の端、道路の端ということで、何ら問題がないと思えますので、よろしく審議をお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。
3番、お願いします。

結城委員 4番について説明をいたします。資材置場、進入路ということでございます。木材乾燥場として一体利用したいということで、自然乾燥したいということで、檜を切って、資材置場で自然乾燥させて、大工小屋を建て、刻むということでございます。よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお聞きしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については、許可することと決定したいと思います。

続きまして議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。事務局説明願います。

事務局 10ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 栗葉、借人 株式会社_____代表取締役_____、貸人_____、申請地 森町釜狭間_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 652㎡外1筆、合計面積 1,363㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と3年間の賃貸借契約を締結し、申請地をトラック駐車場用地及びコンテナ置き場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明ありましたが、立ち合っていたきました地元委員のご意見をお伺いします。

鈴木委員	28番、鈴木です。これも14日に、会長、副会長、事務局で現地確認を行ってまいりました。場所は、_____の東、_____と_____、_____がある、その東側1kmぐらいです。周辺には住宅が建っておりますが、西側には、ここの工場も建っており、そして、この_____の駐車場も真東に地続きであるわけですので、問題はないかと思われま。また、詳細については事務局の説明どおりですので、よろしくご審議をお願いします。
議長	はい、ありがとうございました。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第5号については、許可することと決定したいと思います。 続きまして議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題とします。事務局説明願います。
事務局	11ページをお願いいたします。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。 番号1、地区 川合、借人 _____、貸人 _____、申請地 一志町八太唐木垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 347㎡です。 これにつきましては、借人は、申請地に永年の使用貸借権を設定し、太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は124㎡、転用面積の35.73%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 高岡、借人 _____外1名、貸人 _____、申請地 一志町田尻ハシラ_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 431㎡。 これにつきましては、借り人は、申請地に20年間の使用貸借権を設定し、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は2件で、合計面積は778㎡、この内訳としまして、田が431㎡、畑が347㎡でございます。 いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。 1番、お願いします。
田中委員	32番、田中です。7月14日の午後、地元委員、事務局で確認をしました。場所は、_____駅の線路を越えた南側に位置しまして、内容については事務

局説明どおりですので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

議 長 ありがとうございます。
2番、お願いします。

田中委員 この案件につきましても、同じ日に地元委員、事務局で確認をしてまいりました。場所につきましては、_____線の_____の真南側でございます。内容については事務局説明どおりですので、ひとつご審議をお願いしたいと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については、許可することと決定したいと思います。
続きまして議案第7号 非農地証明願を議題とします。事務局説明をお願いします。

事 務 局 12ページをお願いいたします。
議案第7号 非農地証明願についてでございます。
番号1、地区 川合、願出者 _____、申請地 一志町八太唐木垣内 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 56㎡です。
これにつきましては、添付されております津地方法務局発行の建物の全部事項証明書により、昭和45年5月に建物が建築されていることが確認できます。
このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。
番号2、地区 大三、願出者 _____、申請地 白山町三ヶ野中村 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 169㎡外1筆、合計面積 492㎡。
これにつきましては、添付されております国土地理院が撮影した航空写真によりまして、平成4年10月22日には既に建物が建築されていることが確認できます。
このことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。
以上、件数は2件で、合計面積は548㎡、この内訳は、田が492㎡、畑が56㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。
1番、お願いします。

田中委員 32番、田中です。この案件につきましても14日地元委員と事務局で現地を確認いたしました。場所は、_____駅の真東側に倉庫が建っておりまして、私も会長も、昔からの状況を確認したところでございます。細部につきましては、事務局説明どおりですので、ひとつよろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。
2番、お願いします。

井谷委員 36番、井谷です。14日、委員3名と事務局で現地に行きました。
_____の中心部に_____があるんですが、_____の真東側です。詳しい内容は事務局の説明どおりであります。ここに書いてありますように、昭和24年ごろにということで、家が落雷で焼失して、その後で建てたというような状態です。よろしくご審議お願いします。

議長 はい、ありがとうございます。ただいま地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については、証明することと決定したいと思います。

続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第8号 農地法経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明お願いします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いいたします。

表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をごらんください。各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で42,060㎡、畑の賃貸借、使用貸借で6,371㎡、契約件数は11件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で41,336㎡、畑の使用貸借で13,581㎡、契約件数は11件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で11,852㎡、契約件数は2件でございます。

美杉地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて95,248㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて19,952㎡で、合計契約件数は24件、合計面積は115,200㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、久居地区3件、一志地区1件、白山地区1件、合計で5件、合計面積38,675㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、皆さん方のご意見がありましたら、よろしいですか。

部会委員 <一同 はい>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第8号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号については適正であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。ありがとうございます。

午後2時31分

上記は、第7回第2農地部会の議事を録したものである。

平成27年7月21日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____